

農業経営者の皆さまへ

雇用就農資金

全国農業会議所は、

50歳未満の就農希望者を新たに雇用する農業法人・個人農業者等に対し、

資金を助成する「雇用就農資金」を実施します。

応募締切

7月22日(火)必着

募集期間

2026年6月18日～7月22日

支援期間

2026年10月1日～2030年9月30日

応募の際は、応募申請フォームをご利用ください ▶ https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/

雇用就農資金タイプ

雇用就農者育成・独立支援タイプ

農業法人等が就農希望者を雇用し、
農業就業又は独立就農に必要な
実践研修を実施する場合に助成金を交付

助成期間

4年間

助成額

240万円/年 ※2
(月額5万円)

新法人設立支援タイプ

農業法人等が、新たな農業法人を設立して
独立就農することを目指す者を雇用して
実践研修を実施する場合に助成金を交付

助成期間

4年間

助成額

360万円/年 ※3
(1-2年目は月額10万円、3-4年目は月額5万円)

※1) ①各タイプともに、新規雇用就農者が多様な人材(障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等)の場合は、年間15万円が加算されます。

②事業実施期間が3ヶ月未満の場合は助成金は交付されません。③事業実施期間中に要件を満たさなくなった場合等には、速やかに中止届を提出してください。

※2) 雇用就農者育成・独立支援タイプは1経営体当たりの新規採択人数は年間5人まで、かつ3人目以降の助成額は年間20万円となります。

(多様な人材の場合は年間15万円の加算あり)

※3) 3年目、4年目の助成継続については、審査を行います。

応募～採択後の流れ

事業申請

6月18日(木)～
7月22日(水)

書類審査

審査結果
通知

9月下旬

支援開始

10月1日

事業説明会等

原則支援開始後
1ヶ月以内

初回の
現地確認

原則支援開始後
2ヶ月以内
以降原則1年ごと

助成金
交付申請

原則6ヶ月ごと
申請スケジュールによる

農業法人等の要件

01

おおむね年間を通じて農業を営む事業体(農業法人、農業者、農業サービス事業体等)等であること。

02

十分な指導を行うことのできる指導者(当該農業法人等の役員又は従業員で、5年以上の農業経験を有する者等)を確保できること。

03

新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること(独立が前提の場合は、期間の定めのある雇用契約で可)。

04

働きやすい職場環境整備に係る項目の2つ以上に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと。

05

雇用保険及び労災保険に加入させること(法人の場合は厚生年金保険及び健康保険にも加入)。

06

1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること(新規雇用就農者が障害者の場合は20時間以上で可)。

※35時間未満でも、フルタイム勤務の場合等はこちらでご相談ください。

07

過去5年間に本事業、農の雇用事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上いる場合、当該就農者の農業への定着率が2分の1以上であること。

08

原則地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること。



新規雇用就農者の要件

01

支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する50歳未満(採用時点)の者であること。

02

支援開始時点で、採用(勤務開始)されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること。

03

過去の農業就業期間が5年以内であること。

04

原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと。

05

過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金(準備型)等で同様の研修を受けていないこと。
※道府県農業高等学校等は除く。



● お問い合わせ

チラシに掲載されている情報は一部です。詳細は新潟県農業会議へお問い合わせください。
募集要領・応募申請フォーム等は公式HPでご確認ください。

新潟県農業会議 ☎ 025-223-2186 ✉ koyou@niikaigi.or.jp

公式HPはこちら

